

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日、
当日は、翌日
の翌日)

目 次

◇ 告 示 昭和四十四年十一月鳥取県告示第六百七十号の一部改正

小型機船底びき漁網業のうち手繰網漁業に係る許可の申請期間

鳥取県指定代理金融機関の指定

鳥取県収納代理金融機関の指定

◇ 公 告 技能検定の実施

告 示

鳥取県告示第三百五十一号

昭和四十四年十一月鳥取県告示第六百七十号（鳥取県技能検定協会が行う一級及び二級の技能検定試験の手数料の額について）の一部を次のように改正する。

昭和五十年四月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

実技試験の表を次のように改める。

検 定 職 種	手数料
造 園	六千円
製 鋼	
鑄 鉄 溶 解	
鑄 造	
鍛 造	
金 属 熱 処 理	
機 械 加 工	
金 属 プ レ ス 加 工	
鉄 工	
板 金	
電 気 め つ き	
アルミニウム陽極酸化処理	
仕 上 げ	
機 械 検 査	
ダイカスト	
電子機器組立て	
電気機器組立て	
車 両 装 装	五千円
船 舶 装 装	
時 計 修 理	五千円
光学ガラス研摩	

縫製機械整備 建設機械整備 冷凍空気調和機器施工 織機調整 染色 メリヤス製造 婦人子供服製造 紳士服製造 和裁 寝具製作 メリヤス縫製 布はく縫製 木工機械調整 木型製作 木工 製版 印刷 更生タイヤ製造 プラスチック成形 建築大工 かわらぶき とび 左官 築炉	六千円	六千円
六千円	五千円	六千円

プロック建築 タイル張り 畳製作 配管 鉄筋組立て スレート施工 熱絶縁施工 ガラス施工	建築製図 機械製図 電気製図	構造物現図製作 車両現図製作	化学分析	印章彫刻	いす張り 表具 塗装 広告美術仕上げ
六千円	三千円	四千円	六千円	四千円	六千円

鳥取県告示第三百五十二号

鳥取県海面漁業調整規則(昭和四十年九月鳥取県規則第四十六号)第九条第二項の規定に基づき、小型機船底びき網漁業のうち手繰第二種漁業(えびけた網漁業)に係る許可の申請期間を昭和五十年四月二十二日までと定めたので、同規則同条第三項の規定により告示する。

昭和五十年四月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百五十三号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十八条第三項の規定に基づき、鳥取県指定代理金融機関を次のように定めたので、同令同条第七項の規定により告示する。

昭和五十年四月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 指定代理金融機関の名称

鳥取県信用農業協同組合連合会

二 指定年月日

昭和五十年四月一日

三 業務開始年月日

昭和五十年六月一日

鳥取県告示第三百五十四号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十八条第四項の

規定に基づき、鳥取県収納代理金融機関を次のように定めたので、同令同条第七項の規定により告示する。

昭和五十年四月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 収納代理金融機関の名称

鳥取市農業協同組合

国府町農業協同組合

福部村農業協同組合

岩美町農業協同組合

山東農業協同組合

青谷町農業協同組合

郡家町農業協同組合

船岡町農業協同組合

河原町農業協同組合

安倍農業協同組合

八東農業協同組合

丹比農業協同組合

若桜町農業協同組合

用瀬町農業協同組合

佐治村農業協同組合

智頭町農業協同組合

倉吉市農業協同組合

羽合町農業協同組合

泊村農業協同組合

東郷町農業協同組合

三朝町農業協同組合

関金町農業協同組合

北条町農業協同組合

中北条農業協同組合

大栄町農業協同組合

赤碓町農業協同組合

東伯町農業協同組合

渡農業協同組合

米子市農業協同組合

上道農業協同組合

外江町農業協同組合

中浜農業協同組合

余子農業協同組合

会見町農業協同組合

西伯町農業協同組合

- 岸本町農業協同組合 伯仙農業協同組合
- 大高農業協同組合 日吉津村農業協同組合
- 淀江町農業協同組合 大山農業協同組合
- 大山町農業協同組合 名和町農業協同組合
- 中山町農業協同組合 畠坂農業協同組合
- 日南町農業協同組合 多里農業協同組合
- 日野農業協同組合 江府町農業協同組合
- 溝口町農業協同組合 香取開拓農業協同組合

- 二 指定年月日
昭和五十年四月一日
- 三 業務開始年月日
昭和五十年六月一日

公 告

職業訓練法（昭和44年法律第64号）第64条第2項の規定に基づき、昭和50年度前期の技能検定を次のとおり実施するので、職業訓練法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定により公告する。

昭和50年4月8日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 実施する検定職種

造園、鋳造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、板金、電気めつき、

仕上げ、電気機器組立て、婦人子供服製造、布はく縫製、木工機械調整、木工、製版、とび、左官、ブロック建築、タイル張り、壺製作、いす張り、塗装、広告美術仕上げ

- 2 検定の等級
技能検定は、一の職種ごとに1級及び2級に分けて行う。

- 3 検定の方法
技能検定は、実技試験及び学科試験によって行う。

- 4 試験の実施期日及び実施場所等

- (1) 実技試験
ア 実施期日
昭和50年6月29日（日）から昭和50年9月28日（日）までの間において、別途鳥取県技能検定協会が通知する日に行う。

- イ 実施場所
別途鳥取県技能検定協会が通知する場所において行う。

- ウ 実技試験問題の公表
実技試験問題は、昭和50年6月16日（月）に鳥取県技能検定協会の掲示板に掲示する。

- (2) 学科試験
ア 実施期日
検定職種ごとに次の期日に行う。

検 定 職 種	実 施 期 日
造園、機械加工、金属プレス加工、電気機器組立て	昭和50年9月14日
鉄工、板金、電気めつき、仕上げ、婦人子供服製造、	

布はく縫製、木工機械調整、木工、いす張り、 鋳造、製版、とび、左官、ブロック建築、タイル張 り、畳製作、塗装、広告美術仕上げ	昭和50年9月21日 昭和50年9月28日
--	------------------------------

1 実施場所
別途鳥取県技能検定協会が通知する場所において行う。

5 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書 (以下「申請書」という。)

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先

鳥取市南栄町104-6番地 鳥取県技能検定協会(電話 鳥取22-3494)

(3) 受付期間

昭和50年5月1日(木)から昭和50年5月17日(土)まで(郵送による場合は、受付期間内の消印のあるものに限る。)

(4) 受検申請に関する注意

ア 申請書の用紙及び受検案内書は、鳥取県技能検定協会で交付する。

なお、申請書の用紙を郵送で求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒(あて先を記入し、25円切手をはったもの)を同封して行うこと。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

6 受検手数料及びその納付方法等

(1) 受検手数料

ア 実技試験の受検手数料

検 定 職 種	手 数 料
造 園	6,000円
鋳 造	6,000円
機 械 加 工	6,000円
金属プレス加工	6,000円
鉄 工	6,000円
板 金	6,000円
電 気 め つ き	6,000円
仕 上 げ	6,000円
電気機器組立て	6,000円
婦人子供服製造	5,000円
布 は く 縫 製	6,000円
木工機械調整	6,000円
木 工	6,000円

製 版	6,000円
と び	6,000円
左 官	6,000円
フロック建築	6,000円
タイル張り	6,000円
歴 製 作	6,000円
い す 張 り	6,000円
塗 装	6,000円
広告美術仕上げ	6,000円

1 学科試験の手数料

1,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額の現金を申請書に添えて、鳥取県技能検定協会に納付すること。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、免除を受ける試験の手数料は納付を要しない。

(3) その他

受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかつた場合でも、手数料は返還しない。

7 合格者の発表等

(1) 合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者に対しては、鳥取県技能検定協会が昭和50年10月21日(火)に書面で通知する。

(2) 技能検定合格者の発表等

技能検定合格者の氏名を昭和50年11月上旬の県公報で公告するほか、合格者には、1級については労働大臣の、2級については鳥取県知事の合格証書を交付する。

8 その他

技能検定について不明の点は、鳥取県商工労働部職業安定課又は鳥取県技能検定協会に問い合わせること。